HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（１８）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 55(4), 382-348
Issue Date	2004-11-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15321
Type	bulletin (article)
File Information	55(4)_p382-348.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(18)

―アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて―

石川　武

目　次

凡　例
主要文献略語表
はじめに
ザクセンシュピーゲル・レーン法
巻頭言～6・2　(以上51巻5号)
7・1～13・3　(以上51巻6号)
13・4～19・2　(以上52巻1号)
20・1～24・9　(以上52巻2号)
25・1～26・8　(以上52巻3号)
26・9～32・4　(以上52巻4号)
33・1～38・3　(以上52巻6号)
38・4～42・2　(以上53巻1号)
43・1～47・1　(以上53巻2号)
47・2～52　(以上53巻3号)
53～56・3　(以上54巻3号)
56・4～57・4　(以上54巻4号)
57・5～59・3　(以上54巻5号)
59・4～61・2　(以上54巻6号)
62・1～65・3　(以上55巻1号)
65・4～65・13　(以上55巻2号)

65・14～65・21　(以上55巻3号)
65・22～66・4　(以上本号)
66・5～　(55巻5号以下)
おわりに

65・22[1] [a)]主君は、家臣から判決をもって(その占有権が)剥奪された(verdelet is)所領[2]を、どこであれそれ(=その所領)が所在するところで[3](個々)別々に(わがものとして)占取す(sek underwinden)[4]べきである。しかしながら、(同じ)一つの城塞管区(borchwart)[5](に)あるいは(同じ)一つの(領主)館(hof)[6]に属している村あるいは耕地(huve)[7]がある場合には、[8]主君がその(領主)館[6]を(わがものとして)占取する(ないし、した)[4]ならば、それによって彼(=主君)は、その(領主)館[6]に属しているすべての耕地[7]とすべての城塞防禦設備(ないし、備品)(borchwere)[9]を(わがものとして)占取した[4]ことになる。[10)・a)・11)]

AV2・30[1] [a)]主君は(家臣から判決をもって剥奪された)レーンを、[12](それが所在する)それぞれの場所および(それぞれの)村において、[13](個々)別々に(わがものとして)占取すべき(sibi attrahat)[14]である。しかしながら、幾つかの村(に所在するレーン)が(同じ)一つの(領主)館(curia)[15]に属している場合は、[16]主君はすべての村(に所在するレーン)の代りに(その)(領主)館[15]を(わがものとして)占取すべき[14]である(ないし、占取することができる)。[17)・a)・18)]

1) このレーン法65・22＝AV2・30は、前条(レーン法65・21＝AV2・29)、註・8(および、註・15)までの件を承けて、主君が(レーン法廷に最後まで出頭しなかった)家臣から判決をもって(その「占有権」が)剥奪された所領を(わがものとして)「占取する」手続について述べているが、こ(れら)の条項によって、その場合、主君による所領の「占取」は(レーン法廷においてではなく)原則として所領の所在する現地で行われる、という(前条への註・8で述べておいた)私見が裏づけられること、および、レーン法65・22には(AV2・30では言及されていない)「城塞管区」や「城塞防禦設備」(ないし、備品)に関する補足が見られること、以上二つのこ

とにあらかじめ注意しておきたい。

2）この箇所の「家臣から判決をもって剥奪された」の件は、AV（註・12まで）の対応箇所には見られず、前条（＝レーン法65・22）、註・2までの件にもとづき「レーン法」で補足された（と目される）ものであり、この補足によって、本条で述べられ（てい）る主君による所領の「占取」の手続は、前条（まで）に述べられている（問責のためにレーン法廷に召喚された）家臣の不出頭の場合を前提している、ということが（AVにおけるよりも一段と）明確になっていることに注意されたい。なお、verdelenの語（そのもの）についても、前条への註・2を参照されたい。

3）ここまでの「どこであれそれ（＝その所領）が所在するところでは」の一句も、AVのテキストには見られず、AV（註・13まで）の対応箇所では、（単に）「それぞれの場所および（それぞれの）村において」となっていたものである。この件によって、前註・1で述べておいたように、前条（＝レーン法65・21）で述べられている主君による所領の「占取」は――家臣からの所領（の「占有権」）の剥奪とは異なり――（主君のレーン法廷においてではなく）（原則として）家臣の所領が所在する現地で行われることが疑問の余地なく明らかにされている、ということに注意されたい。この点については、ひきつづき後註・5を参照されたい。

4）この箇所のsek underwindenの語は、AV（註・14の箇所）のsibi attrahereに対応しているが、こ（れら）の語については前条（レーン法65・21＝AV 2・29）、註・8で詳述しておいた。本条におけるこ（れら）の語が前条におけるそれを承けたものであることは、改めて指摘するまでもないであろう。

5）この箇所の「（同じ）一つの城塞管区に、あるいは、」（in ene borchwart（＝Burgward）oder）の件は、AV（註・16まで）の対応箇所にはなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、この「補足」については後註・8で述べることにする。なお、Burgwardverfassung（＝「城塞管区制」）は、（一般に）オットー大帝が（はじめはスラヴ人に対する防禦・住民の保護のために）東方辺境領（Ostmark）に創設した（とされている）もので、（その単位になった）「城塞管区」（Burgward）は、一つの城塞（ないし、門や囲壁などの防禦設備を具えた都市）を中心に10～20の村をまとめて編成されており（Lexikon des Mittelalters, Bd. 2, Sp. 1101ff. を参照）、「〔農民から〕貢租や十分の一税…〔を〕徴収〔するため〕の領域的単位でもあった」（ハンス・K・シュルツェ著、千葉徳夫他訳『西洋中世史事典――国制と社会組織――』（1997年、ミネルヴァ書房）、205頁）が、この語の補足については後註・8～10で述べることを参照されたい。

6）この箇所のhofの語は、AV（註・15の箇所の）curiaに対応しているが、それについては、前出レーン法63・1＝AV 1・130、註・6で（hoverecht＝ius curiaの語に関連して）述べたことを参照された上で、同じく後註・8～10で述べることを参照されたい。

7）この箇所のhuveの語は、AV（註・16まで）の対応箇所にはそれに当たる語がなく、

「レーン法」で補足された（と目される）ものである。前出レーン法60・2、註・7で私見を述べておいたように、同条においては、このhuveは、領主から「賃料（＝小作料）および貢租と引きかえに」小作人に貸し出されるものの中に数えられているが、本条（＝レーン法65・22）では（後註・8でも述べるように）、このhuveが「（領主）館に属している」とされていることに注意されたい。（なお、前出レーン法60・2、註・7でも指摘しておいたように、huveの語は、（たとえば「1フーフェ」などのように）「土地（ないし、耕地）の（大きさを示す）単位」を意味する（前出レーン法12・1と後出レーン法69・2の）場合、AVの対応条項（1・37と2・58）ではmansusの語がそれに対応しているのに対して、それが（領主から小作人に貸し出される）「耕地」の意味で用いられている（前出レーン法60・2とこの65・22の）場合には、（いずれも）AVには対応する語がなく「レーン法」で補足（ないし、改訂）された（と目される）箇所に姿を見せる。この意味でのhuveの語の用例がラント法1・29にも見られることと併せて考えると、（少なくとも）著者（アイケ）にとっては、それがより新しいものであったことを示唆する事実として注意しておきたい）。この点についても次註・8～後註・10を参照されたい。

8）この（本条・第2の）文のここまでの件（＝「しかしながら、一つの城塞管区（に）あるいは一つの（領主）館に属している村や耕地がある場合には」）を、AV（註・16まで）の対応箇所（＝「しかしながら、幾つかの村が一つの（領主）館に属している場合」）と比較してみると、「レーン法」では（実質的には）（前註・6で述べた）「耕地」と（前註・7で述べた）「城塞管区」の二つの語が補足された、と解するのが自然であろうし、さらにAVでは前（註・13の箇所）に「村」の語が（実質的には）「レーンの所在する現地」の意味で用いられているので、「レーン法」・この件の「村」の語もこれと同じように理解し、その後に「に所在する所領」という訳註を加えるべきである、とも考えられるであろう。しかし、「レーン法」では、この語の後にoder huve（＝「耕地」、前註・6で述べたように、（家臣の）「所領」が小作人に貸し出されたもの）の語が補足されているだけでなく、後（註・9）の箇所にさらに（al der）borchwereの語が補足されており、そのborchwereの語の解釈によっては、「村」の語についてもそれとは異なった理解をする必要が生ずるかも知れない、という点に注意しておきたい。ひきつづき次註・9と後註・10、および、後註・11と17で述べることを参照されたい。

9）まず、この件のborchwereの語は、上掲・邦訳では（後述するように、ホーマイヤー、ヒルシュ、ショットの見解を参考にして）「城塞防備設備（ないし、備品）」と訳しておいたが、それには以下に述べるような問題があ（って、再検討の必要が生ずる可能性もあ）る、ということをお断わりしておかなければならない。

この語を含む（unde）al der borchwereの件は、対応するAV（2・30）にはそれに当たる記述がなく、（前註・2、3、（特に）5と7で指摘した補足や改訂と同時に）「レーン法」で補足された（と目される）ものであ（って、Ho., II1, S. 364では、al der

borch were となってい）る。この件、特に borchwere の語はすでに（「レーン法」の）写本作成者（たち）にとっても理解困難なものであったらしく、Ho., II_1 (S. 264) の下欄には、これを borchware, burchwarde, borchlene ghewere, burgwerke などとした（ないし、改めた）ものが紹介されている。

エックハルトはこの語を（前註・7で述べた borchwart と同じく）Burgbezirk と解している (Text, S. 294 u. 164)。しかし、前（註・5の箇所）の borchwart は、「村あるいは huve」が（hof あるいは）これ（= borchwart）に属している、とされているだけで、主君が占取する対象にはなっていない。これに対して、この件の al der borchwere は、（al der huve とともに）主君が（家臣の hof を占取することによって）（法的に）占取したことになるものであるから、それを（少なくとも、いきなり）（前註・5の箇所の）borchwart と同一視することはできないであろう。

これに対してホーマイヤーは、この *(der) borch were* の語を *das dazu* (= *zur* Burg od. zur Vertheidigung der Burg ?) gehörige, das Burginventar, wie Hofwehr と解し (Ho., a. a. O. S. 568, Art. Borch)、（おそらくそれを念頭に置いて）ヒルシュはこれを das gesamte burgwehrgerät (Hi., S. 169)、またショットは die gesamte Burgwehr (Sch., S. 319) と訳している。

上掲・邦訳はこれらを参考にしたものであるが、そのうちヒルシュとショットは、この件の原文（= dar mede al der huve unde al der borchwere de in den hof horet）中の副文章（= de in den hof horet）が（huve だけにかかり）この borchwere にはかからない、と解している。（ザクセンシュピーゲルでは、ある副文章がそれがかかる語からかなり離れた位置に姿を見せることは決して稀ではないので）、こうした解釈は（同書の）構文上ありえないわけではないが、本条の場合は、もしこの borchwere が（主君が現実に占取する）hof に属していないとすれば、なぜ主君が（家臣に封与していた）hof を占取することによって（法的には）この al der borchwere をも占取したことになるのか、という疑問に答えることができないのではないか。（なお、以上の点についてホーマイヤーがどう考えていたかは判然としないが、ヒルシュやショットについては、二人がこの件の副文章を上述したように理解したのも、borchwere は borch に付属しているのに、hof は borch（そのものではなく、それ）とは離れたところにある、と考えたからであろう、と推測される。しかし、そのような想定に立つ限り、上記の疑問に説得力のある解答を与えることはできまい、と考えられるのである）。

この疑問に関連して真先に想起しなければならないのは、（前出レーン法65・9＝AV 2・12、註・5でも触れた）前出レーン法50・3（= AV 1・120）であろう。すなわちこの条項は、（すぐその前にあるレーン法50・1と50・2を承けて）、家臣が彼の年期内に、主君に対して（忠誠宣誓ないし臣従礼を捧げて）所領（の授封）を希求し、あるいは、（所領を）引き戻そうとする際に、「主君が身を隠し、あるいは、ある城塞（の上）に閉じこもって、家臣が（所領を受領すべく）彼（=主君）の許へ赴くことができない」場合について、「彼（=家臣）が彼の主君を（主君の）館（やかた）や家

（屋敷）（to hove unde to huse）――そこにその出口とその入口（＝その出入口）のあるところ――で探し、そして彼（＝家臣）の忠誠宣誓（ないし、臣従礼）を捧げたこと（について）、あるいは、彼（＝家臣）の所領を法（の定め）に従い引き戻したことについて、証人をもつ（ないし、もっている）場合」は、「そのことが家臣にとって彼の（所領を受領する＝主君にその授封または引き戻しを求める）権利を損なうことはない」、としている（アンダーラインの箇所は、本稿（10）、959頁の邦訳を改めたものである）。この条項の場合、hof unde hus の語（さらに、通説のように hus の語を Wohnung と解すれば――この点についてはさらに後述する）特に hof の語は borch をも含む、と解さなくてはならないであろう。また、同条への註・1や5でもすでに言及しておいたように、本条＝レーン法65・22の直後に位置する66・1は、（所領を判決をもって剥奪された）家臣が彼の年期内にその所領を引き戻すべく主君の許へ赴いたのに、「主君が身を隠し、あるいは、彼（＝家臣）の前で彼（＝自分、主君）がそこ（ないし、その上）にいる borch（の城門）を閉ざす」場合を扱っている、ということによっても、こうした私見は支持されるはずである。（なお、以上のことに関連して、序に指摘しておきたいことがある。前出レーン法50・1（本稿（10）、961頁、同条・邦訳、上から3行目）の「（主君の）館（やかた）または家（屋敷）で」の原語）to hove oder to huse、および、（本註で引用した）50・3の to hove unde to huse のうち、to huse の語は、通説（Ho., II1, S. 584, Art. Hof――ただしそこで「50 §§. 1 u. 2.」とあるのは、（正しくは）「3」の間違い――、Hi., S. 148 u. 149, Sch., S. 297）に従い、「家（屋敷）で」と訳しておいたが、hus の語は、ラント法2・71・1と2・71・2の両条項においては（疑問の余地なく）borch と同義に用いられており、さらにレーン法50・1で（to hove oder）to huse の語が姿を見せるのは、AV に対応する文のない（＝「レーン法」で補足された）箇所であって、「ラント法」における（borch と同義の）hus の用例よりも後に書かれたものと推定されるし、そのことを考えると、レーン法50・3の to hove unde to huse の語も、（必ずしも）AV（1・120）の対応箇所の in habitaculo（＝「（主君の）住居において」）をドイツ語に直訳したとは限らず、（両条項の）to huse の語が「城塞において」の意味で（「レーン法」で）補足された可能性もあるのではないか。特に50・3では to hove と to huse の語が――*50・1の oder ではなく――unde の語で結ばれているが、50・3は家臣が主君を探すために可能な手立てを尽くすことを求めているのだから、もし to huse が「城塞において」の意味で用いられているとすれば、そこで50・1の oder が unde に変わっていることも決して単なる偶然ではなく、50・3の論旨に（より良く）適合する表現が（自覚的に）選ばれたという可能性さえあるのではないか）。

そこで、本条の主君が（現実に）占取する hof も、（少なくとも、実質的には）（主君が家臣に封与しそれにもとづき家臣がそれまで占有・支配していた）borch を（も）含んでいる、と考えてみよう。そうすると、こうした（hof が borch である）場合には、（主君にその hof ＝ borch を占取される）家臣は（主君から borch を封与されて、それをレーンとして占有・支配する）「城主」の地位にあった、ということになる（はずで

ある)。そうだとすれば、(現実に) 主君が (その家臣に封与していた) hof = borch (だけ) を占取すれば、(法的には) borch に付属する borchwere、あるいは、(その家臣に、ほかに土地= huve が封与されている場合には、その) huve を (も) 占取したことになっても、格別不思議なことはないのではあるまいか。ひきつづき次註・10と11を参照されたい。

10) 特に前註・9で述べたことを念頭に置いて、もう一度本条 (=レーン法65・22) 全体を読み返してみると、さらに次のことが明らかになるのではないか。前註・5の箇所では、(同註で指摘しておいたように)、(AV のテキストに)「in ene borchwart oder」の語が補足され (て、AV の対応箇所で「幾つかの村が (同じ) 一つの curia に属している場合には」となっていた箇所全体が、「(同じ) 一つの borchwart (に) あるいは (同じ) 一つの hof に属している村あるいは耕地がある場合には」、と改められてい) る。(同じく前註・5で述べておいたように)、Burgward (制) が置かれ (ないし、敷かれ) ている地域ではその中心に (一つの) borch があ (ったはずであ) り、本条の「家臣」が (前註・9で述べたように) その borch の「城主」であったとすれば、主君から彼 (=城主) に (borch (そのもの) とともに)、(その borch の下にある borchwart 内の)「村」(に所在する所領) や (それを小作人に貸し出した)「huve」は (その城主の所管する) borchwart に属していることになる (あるいは、そうした場合が多い) はずである。したがって、(AV では、「幾つかの村 (に所在するレーン) が一つの *curia* に属している場合」には、主君はその curia を占取すれば一々それらの (家臣のレーンの所在する) 村に赴いて (家臣の) レーンを占取するに及ばないとして、(家臣のもつ)「領主支配権」(の一体性、ないし、その中枢にある curia が果たしている役割り) が強調されているのに対して)、(それと並んで)「村あるいは huve」が「一つの borchwart に属している」場合を付け加えた「レーン法」では、(家臣のもつ「領主権」だけでなく) borchwart のもつ行政上・徴税上の (単位としての) 一体性も視野に入っていることになるであろう。ただし、この点については、ひきつづき次註・11をも参照されたい。

11) 本条については、実はもう一つ気になることがある。それは、(前註・5の箇所の)「村」の文脈上の位置にかかわるものである。具体的には、AV (2・30) は、(前註・3で述べたように)、ⓐまず (註・12までの件で)「主君は (家臣の) レーンをそれぞれの場所および (それぞれの) 村において占取すべきである」、として上で、ⓑ (註・15までの件で)「幾つかの村が一つの curia に属している場合」について、ⓒ (註・16までの最後の文で)「すべての村の代り」に curia を占取すればよい、ということを述べているから、この「村」(villa) が家臣のレーンの所在する場所を指している、と解するのが自然であ (り、上掲・邦訳のように、ⓑとⓒの「村」の語に「に所在するレーン」という補訳を加えれば、それなりに意味が通るであ) ろう。それに対して、「レーン法」の dorp の語は AV のⓐとⓒに対応する箇所には姿を見せず、ⓑに対応する箇所にはじめて、またそこだけに oder huve の語を加えた形で姿を見せる。もちろん、「レーン法」でも (ⓐに対応する註・3までの件で)「ど

こであれそれが所在するところで」と言われているから、それとのつながりから、この dorp を（AV の villa と同じく）「（家臣の）所領の所在する場所」と解する（そして、その後に「に所在する所領」という補訳を加える）こともできるし、前註・9で述べた私見もそうした理解を前提にしたものである。しかし、私が「気になる」というのは、「レーン法」では、dorp が —— oder の語で huve と（二者択一の関係で）結ばれていることから ——「（家臣に封与されていた）所領の所在する場所」ではなく、（huve と同じく）「（家臣に封与されていた）所領」（そのもの）を指す可能性はないのか、という問題である。前出レーン法11・2（＝AV 1・34）は、「ある主君が彼の家臣にある dorp …をそっくり（＝一括して）封与する」ケースを扱っているが、「ラント法」の（巻末に近い）3・79・1では、「農民たちが未開の地に新しい村（*en nie dorp*）を開設する（ないし、した）場合は、彼等（農民たち）に（その）村の領主（des dorpes herre）は（その）所領（ないし、土地）についての（an deme gude）世襲借地権（ervetinsrecht）を与えることができる、たとえ彼等（農民たち）がその所領（ないし、土地）に生まれついていなくても」、とされている。この des dorpes herre は —— burmester（＝Bauermeister）（の性格については「ラント法」の規定によっても不明の点が多いが、特にラント法3・64・11によれば、彼に支払われる罰金が「飲み代として農民たち全員のもの」とされていることを考えると、それ）とは異なり ——、こうした村の開発（ないし、建設）権をもつ領主、と考えなければならないでろう。このラント法3・79・1は、言うまでもなく、特にいわゆる「東方植民」が行われた地域について妥当する規定であるが、その地域は（少なくとも）（前註・9でも述べた）Burgwardverfassung が布かれた地域とも重なる（ことが多いであろう）。そうだとすれば、同条の des dorpes herre は、そうした地域において、（主君から）（ある Burgward の中枢にあってそれを統轄する）borch とともに、（少なくとも幾つかの村について）そうした dorp（の開発ないし建設権）を封与されている場合もありうるであろうし、そうした場合には、dorp は ——「所領の所在する場所」と言わんよりは ——、（huve と同じく）主君から封与される「所領」（そのもの）を指す、ということになるのではあるまいか。上掲・邦訳でこの箇所の「村」の語の後に「に所在する所領」という補訳を加えるのをためらったのは（前註・8を参照）、こうした可能性を否定し切れなかったからである。（なお、前出レーン法11・2＝AV 1・34の邦訳について本稿（14）、2329－28頁のレーン法60・1、註・11の末尾で述べた修正意見は、以上の点を軽視ないし無視したものであって、この機会に撤回しておきたい）。

さらに、これに関連して補足しておきたいことが二つある。①（前註・5で述べたように）一つの borchwart に10から20もの dorp が属していたとすれば、そのうちの若干の dorp が（主君から、この場合、具体的には「城主」から、あるいは、（直接に）「城主の主君」から）des dorpes herre に封与されることもあった、と考えなければならないのかも知れない。しかし、そうした場合は、（前註・9で述べたよう

に）すぐ後の borchwere との関係（＝それは borch に付属したものと考えるのが自然であるのに、なぜ家臣の hof に属しているのか、という）問題に直面することになるので、このレーン法65・22の想定外にある、と考えておくことに（して、必要があれば、後出レーン法72・1以下の「城塞レーン」に関する諸条項を邦訳・検討する際に、もう一度考え直すことに）する。② 以上・本註で述べてきたことを考慮に入れると、hiuve の語についても、前註・7で述べたことには次のことを補足しておく必要があるかも知れない。HRG. Bd. 2, Sp. 248ff. の Hufe の項（von H. KELLENBENZ u. G. PHILIPP）によれば、「フーフェ制による（ないし、を伴う）計画的な耕区の形成は、最初に中世の東方植民の過程で行われた」(Sp. 251)、という。そうだとすれば、（本条のそれをも含め）「レーン法」で補足された（本稿では、「耕地」と訳している）huve の語も、東方植民が行われ（Burgwardverfassungの布かれ）た地域については、（そうした関連で）ある特別な意味をもっているのかも知れない。以上の2点がそれである。なお、後註・17で述べることをも参照されたい。

12）ここまでの件については、前註・2を参照されたい。

13）ここまでの「それぞれの場所および（それぞれの）村において」については、前註・8～11で述べたことを参照されたい。

14）sibi attrahere の語については、前註・4を参照されたい。

15）この箇所の curia の語については、前註・6を参照されたい。

16）ここまでの件＝「幾つかの村が一つの curia に属している場合」については、前註・8～11で述べたことだけでなく、後註・18で述べることをも参照されたい。

17）ここまでの AV（2・30）の最後の一文＝「主君はすべての村の代りに（領主）館を（わがものとして）占取すべきである」についても、前註・8～11、および、次註・18を参照されたい。

18）上掲・邦訳では、前註・3、8、10、11で述べた私見にもとづき、AV（2・30）の（註・16までの件の）「幾つかの村」および（註・17までの最後の一文の）「すべての村」（も家臣のレーンの所在する場所と考えて、そ）の後に「に所在するレーン」という補訳を施しておいた。AV のテキストは、こうした補訳を施せば（ないし、施すだけで）、（前註・11で述べたように）、それなりに意味の通るはずのものである。しかし、前註・8～11（特に11）で述べたこと（つまり、東方辺環境における（特殊な）事情）を念頭に置いた上で、もう一度、AV のテキスト（だけ）を（つまり、そうした補訳なしに）読み直してみると、AV においても、（少なくとも）上記・2箇所は、（複数の）「村」が主君から家臣にレーンとして封与されていたケースにかかわる、と解することも可能ではないのか（あるいは、むしろそう解すべきではないのか）、という問題が浮かび上がってくる。「幾つかの村」は文言上、「一つの curia に属している」とされており、「すべての村」も、文言上、（その）curia を主君が占取することによって主君が（法的には）占取できる、とされているからである。さらに、AV においても、（前註・11でも触れた前出レーン法11・2に対応する）1・34で、

「主君が villa …をそっくり (一括して) 封与する」ケースが扱われている。(また、以上に述べたことを前提にすると、註・13までの件 =「それぞれの場所および村において」の「村」(villa) も、それが (そっくり) 家臣に封与されていた場合 (をも含む) ものとして理解することができよう)。

このレーン法65・22と AV 2・30の上掲・邦訳を —— 補訳を含めて —— 読みくらべると、読者は、後者で (比較的) 分かりやすく書かれていたものが、前者における改訂や補足によって (きわめて) 分かりにくいものになった、という印象をもたれるかも知れない。しかし、以上に述べたことを考えると、むしろ次のことが真相に近いのかも知れない。すなわち、著者 (アイケ) は AV (2・30) を (説明不十分なまま) 主に東方辺所領における (特殊な) 事情を念頭において記述した。しかし彼は、それをドイツ語に移すに当たり、そうした書き方では (たとえば、本稿で補訳を加えたように) 誤解される可能性があることに気づき、東方辺所領における (特殊な) 事情については明示的に改訂・補足を加えてそうした誤解を避けようとしたのではないか、ということがそれである。もしそうだとすれば、レーン法65・22の分かりにくさは、もとになった AV 2・30をできるだけ活かしながらその説明不足を補い厳密に書こうとしたために生じたもの、と解することができるのかも知れないであろう。

283

66・1[1] [a)]家臣が彼の年期内に[2] 彼の主君の許へ赴き、彼 (=家臣) が彼の (判決をもって剥奪された) 所領を引き戻そう (ut ten) とする (ないし、した) 場合、[3] 主君が身を隠し、あるいは、彼 (=主君) が彼 (=家臣) の前で、彼 (=自分、主君) がそこ (ないし、その上) にいる城塞 (の城門) を閉ざすならば、[4] そして (ないし、しかも) 家臣が、彼 (=自分、家臣) は —— もし彼 (=主君) がそれを彼 (=自分、家臣) に許してくれたならば —— 進んで彼 (=主君) の前に出頭したであろう、ということについて、彼の家臣仲間たちを証人としてもつ場合には、[5] 彼 (=家臣) は、彼 (=自分、家臣) が (ほんらい) 主君の前でそうすべきであった (のと同じ) ように、彼の家臣たちの前で彼の所領を引き戻す (ことができる)。[6)・a)]

AV 2・31[1] [a)]しかしながら、問責される (べき) 者 (incusatus) (=所領を判決をもって剥奪され主君に占取された家臣) が彼の期限内に、[7] 法 (の定め) に従い[8] 彼のレーンについて釈明 (しそれを弁護) するために (ad excusandum

sua beneficia)、[9] 主君の許へ赴く（ないし、赴いた）場合、もし主君が身を隠し、あるいは、城塞に（in urbs）閉じこもって、[10] 家臣が彼のレーンについて釈明（しそれを弁護）できず（ないし、できなくなり）、[9] そして（ないし、しかも）（家臣が）このことについて証人を（必要な数だけ）十分にもっていれば、[11]（家臣は）、主君の前でそうすべきであった（のと同じ）ように、主君の家臣たち（＝彼の家臣仲間）の前でレーンを引き戻すことができる（extrahat）。[12)・a)]

1）この条項から、（直接には）前出レーン法65・21＝AV 1・29を承けて、（3度のレーン法廷に召喚されたにもかかわらず出頭しなかった）家臣から判決をもって所領（の占有権）が剥奪され主君がその所領（の占有権）を占取した場合に家臣が彼の年期内に所領を引き戻す手続、の記述が始まる。なお、（それらの条項の先頭に位置する）本条では、主君が（家臣による所領の引き戻しを避けようとして）身を隠し、あるいは、城塞に閉じこもる場合が扱われるが、これと同じ（厳密には、これをも含む）ケースはすでに前出レーン法50・3＝AV 1・120で扱われているので、併せて同条をも参照されたい。

2）この箇所の「彼の年期内に」というのは、前出レーン法65・21（註・6の箇所）の「1年と1日」、および、（註・8のあとの）「もし家臣がそれ（＝所領）を、この年期が経過するまでの間に引き戻さなければ」の件から、具体的には「1年と1日以内に」の意味である、と確認することができる。AV・対応箇所の「彼の期限内に」について後註・7で述べることと比較されたい。

3）ここまでの件、「レーン法」では前出レーン法65・21で用いられていたのと同じ utten＝「引き戻す」の語が用いられているが、この点については、後註・6を参照の上、後註・9と16でAVの対応箇所について述べることと比較されたい。

4）ここまでの件（＝「彼（＝主君）が彼（＝家臣）の前で、彼（＝自分、主君）がそこ（ないし、その上）にいる城塞を閉ざすならば」）は、（すぐ前のレーン法65・22＝AV 2・30、註・8でも述べておいたように）、前出レーン法50・3（前註・1を参照）では、「（主君が）ある城塞（の上）に閉じこも…るならば」となっていたものであるが、この（レーン法50・3の）表現は、本条（＝レーン法66・1）に対応するAV（2・31）、註・10の箇所に見られるのと（実質的には）同じものである。後註・10を参照されたい。

5）ここまでの件、「証人」（複数）の（人）数については、（後註・11までの）AVの対応箇所と同じく、具体的な記述はないが、前出AV 1・21（＝レーン法5・2、57・1）（末尾）から、家臣は（将来、所領の引き戻しの有無をめぐって、主君との間に係争が生じた場合）「彼の家臣仲間二人とともに」（自分とも3人の証人によって）所領の引き戻しを立証する必要がある、と考えることができる。この点については、後註・11で述べること、および、石川「同じゲヴェーレ」（前出レーン法33・1＝AV

1・86、註・3を参照）、註・3で述べた、「ラント法」における立証手続に関する私見をも参照されたい。

6）ここまでの件、「レーン法」では（前註・3までの箇所と同じく）utten の語が用いられているが、その点についても、後註・9と16を参照されたい。

7）この箇所の incusatus の語については、前出 AV 2・29（＝レーン法65・21）、註・18の箇所、および、同註で述べたことを参照されたい。

8）この箇所の「法（の定め）に従い」＝ secundum ius に当たる語は、「レーン法」（註・3まで）の対応箇所には見当たらない（＝削除されている）。この語は行中にあるので（特に）韻を踏む必要から加えられたとは考えられないが、ここで「法（の定め）に従い」と言われているのは、この条項・末尾の一文中の「主君の前でそうすべきであった（のと同じ）ように」という件から、家臣が「主君の前で」（忠誠宣誓ないし臣従礼を捧げて）所領を引き戻す手続を指すことは明らかである。しかし、この条項のケースにおいては、家臣は（実際に）「主君の前で」所領を引き戻すことはできず、（その代りに）「家臣仲間の前で」所領を引き戻さなければならない。したがって著者（アイケ）は、「主君の前で」所領を引き戻すこと（だけ）が「法（の定め）に従う」ものであることを強調すると、「家臣仲間の前で」所領を引き戻すのは「法（の定め）に従わない」手続であるかのごとき印象が生まれかねない（し、それに「レーン法」でも最後の一文から、家臣がほんらい「主君の前」で所領を引き戻さなければならないことは（十分に）明らかである）、と考えて、「レーン法」ではこの語を削除したのではないか、と推定とされる。

9）この箇所では、（家臣が主君の許へ赴く目的が）ad excusandum sua beneficia と言われているが、この箇所の excusare の語を Tex I (S. 130) の Glossar は、“auslösen” の意に解している。しかし、（この auslösen が「請け出す」、「請け戻す」といった意味であるとすれば）、この解釈には次のような問題があって、にわかにそれに従うわけにはいかない。

①「レーン法」では、（上記の意味での）auslösen に当たるものとしては、別に losen（ないし、lösen）の語が（前出レーン法4・3、55・1、後出68・3で）用いられており、レーン法55・1にはその名詞形＝ losinge（ないし、lösinge）の語も姿を見せる。これらのうち AV に対応条項のある二つの条項（4・3＝AV 1・13、68・3＝AV 2・50）でそれに対応しているのは、いずれも —— excusare ではなくて —— redimere の語である。（なお、（この意味での）redimere の語は、前出（レーン法65・8に対応する）AV 2・10にも姿を見せるが、「レーン法」（65・8）の対応箇所では losen とは異なる表現で訳されている —— 同条への註・7と12を参照されたい）。② AV に姿を見せる excusare の語のうち AV I の Glossar で “auslösen” の意味とされるのは、本条（この箇所）のほか、1・114（＝レーン法 —— 以下同様 —— 48・2）、（次の）2・32（＝66・2）、3・8（＝72・4）の3条項（都合4条項）におけるそれであるが、これらのうち、（⑦で後述する）1・114（＝48・2）を除いて、（本条を含む）諸

条項に対応する「レーン法」の諸条項でこの語に対応して用いられているのは——losen でなくて——utten の語である。③その utten の語は「レーン法」(66・1)(註・6まで)の最後の一文にも姿を見せるが、本条(AV 2・31)(註・12まで)の最後の一文でそれに対応して(もともと)用いられていたのは——*excusare* の語でなくて——extrahere の語である。④その extrahere の語は、本条(AV 2・31)のその(註・12までの)箇所のほか、前出 AV 1・120(=レーン法50・3、註・5の箇所)と(本条の前提になっている)2・29(=65・21、註・20までの最後の一文)にも姿を見せるが、それら両条項の extraherre の語に「レーン法」(50・3と65・21)で対応しているのも utten の語である。⑤そこで、ザクセンシュピーゲルにおける utten の語の用例を(さしあたり、Text, S. 207 の Glossar der Wortformen に拠りながら)、(「ドイツ語第1版」に限って)ひとわたり調べてみると、次のような結果が得られる。まず「ラント法」では、(sek) utten の語が、2・4・1、3・17・1、3・18・2で、「(自分を)地方的(=ある裁判管区限りの)追放から引き戻す」の意味で、また3・34・1～3では「(自分を)国王の(=ライヒの、つまり全国的な)アハト(=追放)から引き戻す」の意味で用いられている。また「レーン法」では、utten の語は、レーン法42・1(=AV 1・106・b、これについてはすぐに後述する)、42・4、43・1、44・1、44・2、45・4、(上述した)50・3(=1・120)、59・2、(上述した)65・21(=2・29)、(上述した、この)66・1(=2・31)の2箇所、(上述した、次の)66・2(=2・32)、71・5、(上述した)72・4(=3・8)、76・8に姿を見せ、いずれも「(家臣が判決をもって剥奪された所領——ただし、71・5では gerichte =「裁判権(レーン)」——を)引き戻す」という意味で用いられている。これらの条項のうち、②～④で上述した5条項(=50・3、65・21、66・1、66・2、72・4)、および、(すぐに後述する)42・1を除くと、この語が姿を見せるのはいずれも AV に対応条項のない(=「レーン法」で(新たに)補足された、と目される)条項であることが注目される。つまり utten の語は、AV の extrahere から出発し、「ラント法」における用例を経て、「レーン法」で(一つの)「専門術語」(テクニカル・ターム)として用いられるにいたった可能性が大きいのである。(なお、前出レーン法42・1は、同条への註・1でも指摘しておいたように、AV 1・104～1・107・aの諸条項に(かなり)大幅な改訂を加えて成ったもの、と思われるが、この語が姿を見せる同条・冒頭の一文(=「主君が家臣を、彼(=家臣)は彼の所領を希求すべき、または、引き戻すべき年期を懈怠したとしてその責を問う(=家臣に対して年期の懈怠を非難し、そのことを理由に所領の授封ないし引き戻しを拒む)場合」(アンダーラインの箇所については前出レーン法65・21=AV 2・29、註・21を参照)の utten の語は、AV 1・106・b=「(主君が)家臣から所領をレーン法廷において判決をもって剥奪した場合にも、もし彼(=家臣)が彼の期限内に宣誓をもって(iuramento)それ(=その所領)について釈明(しそれを弁護)しなかった(*non excusaverit*)ならば、主君は同じようになすべきである」の excusare の語をもとにしたものと解され、ここにも、本条(AV 2・31=レー

ン法66・1)(の註・3と9の箇所)、(②で上述した)AV 2・32=レーン法66・2、AV 3・8=レーン法72・4ともまったく)同じ、excusare と utten 両語の対応が見られる。それにもかかわらず、Text I の Glossar はこの AV 1・106・b の excusare の語を――"auslösen" ではなくて――"entschuldigen" の意に解している。本稿 (8)、215頁に掲げた邦訳は、実はこの Glossar に拠ったため同条の論旨を誤解したもので(あり、上掲・邦訳では、訳文の配列を改めたほか、アンダーラインほ箇所は全面的に改訂したもので)あるが、同条は(当然)この AV (2・29を承けた) 2・31と同じケースについて述べている、と解さなければならないであろう)。⑥事の序に Text I の Glossar における excusare の語の理解全体を検討してみると――。そこでは、AV 1・106・b (=レーン法42・1)のほか、AV 1・56 (=24・7) と 2・17 (=65・15) の excusare の語も "entschuldigen" の意、さらに、AV 1・51 (=23・3) の excusatum habere の語は "entschuldigt haben" の意、とされている。「レーン法」においてそれらに対応する語は、"(er iewederen) (echt not) untsculdegen (mach)" (レーン法24・7)、"(neman) (de sine not) bescenegede" (65・15)、"(de herre) is ane scult (jegen den man)" (23・3) となっていて、それによっても、これらの条項における excusare の語を "entschuldigen" と解するのは正しい、ということが裏づけられる。しかし、⑦最後に(上記・②で留保した) AV 1・114の excusare について――。この条項は、すぐ前の(ある主君が彼の家臣に又授封していたレーンを上級主君に返還した場合について、(又)家臣が上級主君にその授封更新を求めるべき期限は、主君が(又)家臣にレーンの返還を知らせる時に始まる、とする) AV 1・113 (=レーン法48・1) を承けて、その場合、もし主君がレーンを返還したことを否定 (negat) すれば、家臣は(主君に対して)上級主君の前で(しかも、その家臣の居合わせるところで)それ (ea = beneficium sui hominis) を excuset し、その(所領についての)保障人になることを請うべきである(とされ、次の1・115では、主君がそのことをなさなければ、家臣は上級主君または(上級主君からそのレーンを封与された)新しい主君からレーンの授封(更新)を求めるべきである)、とされている。この AV 1・114の (ea) execuset の語はレーン法48・2 (註・6) の対応箇所では (sín gut) voresta と (独) 訳されている。上掲・邦訳で(本註の箇所の) ad excusandum sua beneficia を「彼のレーンについて釈明(しそれを弁護)するために」と訳したのは、本条(この箇所)の excusare の語は 1・114 (=48・2) におけるそれと同じ用例に属する、と解したからである。(なお、AV 1・114では主君が家臣に封与していた所領を上級主君に返還する場合だけが扱われており、(対応するレーン法48・2で補足された)主君からそうした所領が判決をもって剥奪されたケースは扱われていないから、その excusare の語は(当然)――(家臣に封与されていた)所領を「引き戻す」(extrahere = utten) ことは含んでおらず――(具体的には)主君が上級主君に対して所領の返還を negere する(=「否定する」、ないし、「撤回する」・「取り消す」――前出 AV 1・95=レーン法39・1を参照) ことを指すと解される、ということにも注意しておきたい。また、私は以上の検討の過程において、「レーン法」に

おける utten の語は、―― 家臣が主君に対する所領の返還を「否定」(＝撤回) する場合を含まず ――、判決をもって所領 (の占有権) を剥奪されてそれを「引き戻す」場合に限って用いられる、と考えるにいたり、さらに前出レーン法48・1や (さらに遡って10・3などの諸条項における bewisen の語の理解についても再検討する必要を感ずるにいたったが、ここではそうした問題について、これ以上立ち入ることは断念し、(もし機会があれば) 後続の諸条項をの関連において、あるいは、(その機会がなければ) 本稿を単行本の形で公刊する際に譲ることにしたい)。さらに後註・12をも参照されたい。

10) ここまでの件 (＝「もし主君が身を隠し、あるいは、城塞に閉じこもって」) については、前註・4を参照されたい。ただし、前出 AV 1・120では、(同註で指摘した、それに対応するレーン法50・3とは異なり)、(抽象的に) occulatur sive asseratur と述べられているにすぎず、特に主君が城塞に閉じこもる場合は、AV では本条においてはじめて明示的に述べられることである。

11) ここまでの件 (＝「(家臣が) このことについて証人を (必要な数だけ) 十分にもっていれば (abundat)」) に見られる abundare の語は、前出 AV 1・53 (＝レーン法24・3) と (前註・10でも触れた) 1・120 (＝50・3) にも姿を見せるが、AV 1・53ではその前のところで「彼 (＝主君) の家臣と自分とも 3 人 (の証人) で」と、また AV 1・120ではそれにひきつづき「彼 (＝主君) の家臣二人が居合わせるところで」と明記されているので、(本条の) 家臣が必要とする証人の数も (少なくと) 「二人」ということが判り、それによって前註・5で述べた推定が裏づけられるであろう。

12) この (本条・末尾の一文中の) extrahere の語については、前註・9で述べたことを参照されたい。なお、同註で述べた私見によれば、著者 (アイケ) は、AV では前註・9の (2) 箇所で excusare の語を、またこの (註・12の) 箇所では extrahere の語を用いていたのに、「レーン法」ではそれをいずれも utten と訳している、あるいは、excusare の語を utten に変えた、ということになるが、その「改訂」の理由については、次のレーン法66・2＝AV 1・32、註・18で述べることをも参照されたい。

66・2[1] [a] しかしながら、家臣が主君の前へ (出頭して) 来るならば、彼 (＝家臣) は真先に代言人 (vorspreke)[2] を (請い)、その後に、彼 (＝家臣) が彼 (＝自分、家臣) の所領を引き戻す (ut te)[3] ために、聖遺物と宣誓先導人 (stevere)[4] を請うべきである。もし彼 (＝家臣) に対して主君がこれ (＝聖遺物と宣誓先導人を与えること) を拒むならば、彼 (＝家臣) は自ら聖遺物 (を調達してそれ) をもち、[5] また宣誓先導人[4] なしに (次のように) 宣誓すべきである、(すなわち) 彼 (＝自分) から彼 (＝自分) の所領は、決して (ni) 彼 (＝自分) がそれ (＝所領) を法 (の定め) に従って (dorch recht) 欠くべきである (＝失わなけれ

ばならない)ようには、(判決をもって)剥奪されなかった(verdelet ne worde)、[6] [b]神にかけ、また聖人(たち)にかけて、[b)・7)] と。しかしながら、家臣は、主君が彼(=自分、家臣)に対し法(=所領の引き戻し)を拒絶する(rechles weigeren)[8] ことのない限り、以上のことをなすべきでない。[9)・a)・10)]

AV 2・32[1] [a]しかしながら、家臣が主君の前へ(出頭して)来るならば、(彼=家臣は)まず第一に代言人(prolocutor)[11] を(請い)、それから、彼(=自分、家臣)のレーンについて釈明(しそれを弁護)する(excuset)[12] ために、聖遺物を請うべきである。[13] もし主君がそれ(=聖遺物)を与えることを拒むならば、家臣は彼自身の(=自ら調達した)聖遺物を持参して(adducat)、[14] 次のことを宣誓すべきである、(すなわち)彼(=自分)のレーンは彼(=自分)から、(彼=自分が)法(の定め)によって(de iure)それら(のレーン)を欠くべきである(=失わなければならない)ようには(判決をもって)剥奪されていない(non abiudicata sint)、[15] ということを。しかしながら、家臣は、主君が彼(=自分、家臣)に対して法(=レーンの引き戻し)を拒絶する(*iustitiam renuat*)[16] ことのない限り、以上のことをなすべきではない。[17)・a)・18)]

1)前条(レーン法66・1=AV 2・31)で主君が所領を引き戻そうとする家臣から身を隠した場合について扱われたのち、本条からは、(問責されるべくレーン法廷へ召喚されたにもかかわらず最後(=第3の裁判期日)まで出頭しなかったため、判決をもって所領を剥奪された)家臣が所領を「引き戻す」ための手続が(具体的に)述べられることになる。

2)vorspreke の語は、AV(註・11の箇所)の prolocutor に対応しているが、(AV では)後者(が本条にはじめて登場するの)とは異なり、「レーン法」ではすでに、前出レーン法65・10(註・6までのb−bの件)と65・15(註・5までの件)に「補足」されており、特に65・10では(主君の vorspreke についてであるが)「レーン法廷で彼(に代って、彼)の言葉を語るべき彼の家臣」とされていたことを想起されたい。

3)この箇所の ut te の語は、AV(註・12の箇所)の excuset に対応している。utten の語(と excusare との対応)については、直前のレーン法66・1=AV 2・31、註・9で詳述したこと、および、(本条への)後註・18で述べることを参照されたい。

4)stevere の語については、すでに前出レーン法64・2(=AV 1・132・後半)で「宣誓先導人」と訳し、(同条への註・3で)「宣誓人に宣誓の文言の手本を示す者」とコメントしておいたが、この語は、エックハルトによれば Eidstaber の意であり(Text, S. 240)、ヒルシュはこれ(= Eidstaber の語)を der den Eid vorspricht と解説し、

ショットはこれを（もっと分かりやすく）Eidvorsprecher と訳している。しかし、最も詳しいのはホーマイヤー（Ho., II_1, S. 610）で、この語について、Vorstaber ist, der neben dem Herrn stehet, und die Heiligen hält, und dem Manne den Eid vorstabet と解説されている。（これによれば、上記・私の解説は「宣誓人に宣誓の文言の手本を一区切りづつ示す者」と改めた方が正確かも知れない）。なお、この stevere に関する記述は、AV の対応箇所には見当たらず、「レーン法」で補足されたもの、と考えられる。ひきつづき次註・5を参照されたい。

5）「もし彼（＝家臣）に対して…」からここまでの件については、（前註・4でも触れた）前出レーン法64・2（＝AV 1・133・後半）のｄ－ｄの件を参照されたい。そこでは、家臣が臣従礼（ないし、忠誠宣誓）を捧げたことを主君が否認する（ないし、認めない）場合、家臣はそのことを聖遺物にかけての宣誓によって立証する（ことができる、とされてはいるものの、その）ために「自ら聖遺物を調達（winnen）しなければならない」、とされている。同条への註・3で述べておいたように、これは、（家臣が臣従礼（ないし、忠誠宣誓）を捧げ（て所領を受領し）たことを否認する）主君の立場からは、（その）家臣は自分の家臣ではなく、そうした者が自分の主張を立証することを求めた場合、（自分の家臣がレーン法廷において立証を求めた場合とは異なり）、その立証のために必要な聖遺物を（わざわざ）用意するに及ば（ず、家臣が自らそれを用意しなければなら）ない、という考え方にもとづくものと推定される。本条（＝レーン法66・2）の場合も、（これもすでに同註で述べておいたように）、家臣は（3度の裁判期日にレーン法廷へ召喚されたにもかかわらず出頭しなかったため）所領を（レーン法廷の）判決をもって剥奪され、その所領は主君が（「利用なしに、また、収益なしに」ではあれ）「占取」して（占有権をもっ）ている（前出レーン法65・21＝AV 2・29を参照）。したがって本条の家臣も、主君の立場からは、所領を引き戻す手続を了えるまでは自分の家臣でない、と見ることも可能であり、その点では前出レーン法64・2の家臣との共通点をもっている。ただし、同条の家臣については臣従礼（ないし、忠誠宣誓）を捧げたか否かが問題になっており、もし家臣がそれを捧げていなければ、（その）家臣はそもそも主君の家臣ではなかった、ということになる。それに対して本条の家臣は、もともと主君の家臣であっただけでなく、1年と1日（AV では、6週と1年）の間は所領を引き戻して（もと通り）主君の家臣に戻ることができ（あるいは、期待されてい）る。レーン法64・2の家臣が必ず聖遺物を自ら調達しなければならない、とされているのに対して、本条の家臣については、（後註・8で述べることから明らかなように）、主君が聖遺物や宣誓先導人を用意することもあ（りう）るのは、そうした相違にもとづくものであろう。

なお、上掲・邦訳ではこの件の hebbe の語を「（調達してそれを）もち」と訳しておいた。そのうちの補訳（＝「調達して」）は、（上述した）前出レーン法64・2、ｄ－ｄの件と（本条に対応する）AV（2・32）（註・14の箇所）の adducere の語を参照

したものであるが、それを補訳にとどめて「もち」の方を表に出したのは、前註・4で紹介したホーマイヤー説（のうち、特に der（＝Vorstaber）… die Heiligen hält の件）によれば、主君が家臣に「宣誓先導人」を与えることを拒めば、家臣は自ら聖遺物を持たざるを得なくなるであろう、ということを ―― 前註・4で述べたように、「宣誓先導人」に関する記述が「レーン法」における補足と目されることと併せて ―― 重視したものである。この点については、後註・14をも参照されたい。

6）この箇所の verdelen の語によって、前出レーン法65・21（＝AV 2・29）からのつながりを確認することができる。同条、註・2（の箇所）、および、（それにつづく）レーン法65・22（＝AV 2・30）、註・2（の箇所）を参照されたい。

7）このｂ－ｂの件（原文は dat eme Got so helpe unde de hilgen）は、AV にそれに対応する文がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものである。この補足によって、（「（すなわち）彼（＝自分、家臣）が…」以下の）この件は、（3人称で書かれてはいるものの、それを1人称に改めれば）所領を引き戻そうとする家臣の述べるべき（定型的）文言としての性格を（AV における対応箇所におけるよりも）いちだんと明確にしている、ということに注意されたい。この点についても、後註・18で述べることを参照されたい。

8）この箇所の rechtes weigeren の語は、AV（註・16の箇所）の iustitiam renuere に対応している。この語は、（「ドイツ語第1版」＝ Ordnung Ia のテキストに限ると）、「ラント法」では2・13・8（＝「いずれの裁判官であれ犯罪を裁かない者があれば、その者（＝裁判官）は、かの（＝犯罪を犯した）者に及ぶ（＝下される）べきであったのと同じ刑罰を受けることになる。また、彼（＝その裁判官）が法を拒絶している限り、なんびともその裁判官の（主宰する）裁判集会を訪れ（る義務は）、また彼（＝その裁判官）のために法を培う（＝裁判に協力する）義務もない」）、「レーン法」では前出4・5（＝AV 1・18）、22・3（＝1・49）、57・4、後出68・5（＝2・34）（2箇所）、76・1（＝3・13）、76・2（＝3・14）の諸条項に姿を見せる。これらのうち、ラント法2・13・8の用例が（具体的には）「裁判（そのもの）を拒絶する」という意味であることは文脈上明らかであり、また、レーン法4・5、68・5（のうち AV に対応箇所のある1箇所）、76・2の用例は、それと同じ意味（＝主君が家臣からレーン法廷で訴えられたにもかかわらず、レーン法廷においてその訴えを審理することを拒む、という意味）に解することができ（あるいは、（少なくとも）そうした場合を含みう）るものである。（なおレーン法4・5と68・5（のうちの1箇所）については、AV 1・18と1・49の対応箇所が本条と同じく iustitiam となっているが、76・2の用例は AV 3・14に対応箇所がなく、後者のテキストに改訂が加えられている ―― この点については石川「ヘールシルト制」（3）、452頁（の本文）、および、註・215（476～477頁）を参照されたい）。

これに対して、レーン法22・3においては、この語は AV 1・49の quod（＝bona）contra iustitiam concedere renuit に対応しており、その点からも、この語が

(具体的には)「(主君が家臣に対して所領の)授封を拒絶する」という意味であることを確認することができる。また、(AVに対応条項のない)レーン法57・4の用例も、同条の註・20で述べた私見を前提する限り、(具体的には)「(主君が家臣の申し出た)証人による立証を拒絶する」という意味で用いられている。さらにレーン法76・1の用例も、(基本的には)「裁判を拒絶する」の意味に解されるものの(同条については、石川・同上(3)、477頁、註・214を参照)、それに対応するAV3・13の用例は、(特に「(家臣が)彼(=主君)を彼(=主君)の家臣たちの前でiusta quaerimoniaをもって追求し、そして主君がその者(=その家臣)にiustitia(m)を拒絶した場合には」、「家臣は主君の(=主君が家臣に負っている)債務のために(=債務に充てるために)担保をとる(=差押えをする)ことができる」、という文脈を考えると、(少なくとも)「裁判を拒絶する」という意とともに)、むしろ(具体的には)「(主君が)債務(の存在を認めようとせず、そ)の弁済を拒絶する」という含意を(も)もつ、と考えられる。(同条については、後に同条を邦訳する際に改めて検討するが、とりあえず石川・同上(3)、452頁の邦訳を参照されたい。ただしその末尾の一文は、「レーン法廷においてこの事実(=家臣による差押え)のため主君に対し(家臣が)罰金を支払う(べき)ことが判決されない場合には」というように、また、同上(3)、477頁、註・214の一部も、それに合わせて改めなければならない)。

本条は、家臣が――(次註・9と18で述べる私見によれば)所領の引き戻しを(直ちには)認めようとしない主君に対(抗)して――レーン法廷における宣誓によって所領を引き戻す手続を述べているのであるから、主君は「裁判(=レーン法廷における審理)(そのもの)を拒絶する」、とは考えられないので、これら「レーン法」の3条項(=22・3、57・4、76・1)における用例を参考にして、(rechtes weigerenの)recht(es)の語を――「裁判」(ないし、レーン法廷における審理)ではなく――「(それ以外の、具体的な)法的義務(の履行)」の意に解して、「所領の引き戻し」という補訳を加えたものである。ひきつづき次註・8を参照されたい。

9) ここまでの本条・末尾の一文には、(前註・8で述べた)rechtes weigerenの語のほかにも、「以上のこと(を)」(des)が(具体的に)何を指して(ないし、承けて)いるのか、という問題がある。

この問題について、desの語は(すぐ前の)「彼(=家臣)は自ら聖遺物(を調達してそれ)をもち、また宣誓導人なしに」(宣誓すること)だけを承ける、と狭く解釈することも可能であるかに見えるであろう。しかも、そのように解釈することによって、「家臣は(主君が彼に対して法を拒絶する(ないし、した)場合には)以上のことをなすことができる」ではなく、「家臣は(主君がそうしない限り)以上のことをなすべきでない」という(禁止的な)言い方になっている理由についても、(より良く)納得がいく(ように見える)かも知れない。しかし、この(狭い)解釈には次のような二つの難点がある。① desの語を(上記のように)狭く解すると、この本条・末尾(前註・8の箇所)の(主君が拒絶する)recht(es)の語は、(具体的には)「(主君

が家臣に）代言人を（もつことを）認め、また、（家臣の宣誓のために）聖遺物と宣誓先導人を（用意して家臣に）与える（という）法的義務（の履行）」を指すことになり、主君がそうした法的義務の履行を拒んでいるのに、レーン法廷の審理は主君のこのような（法に反する）行為を黙認（ないし、是認）したまま進められる、ということになってしまう。② さらに、上記のような（狭い）解釈を採ると、主君が「法（的義務の履行）」を「拒絶」しない場合（すなわち、家臣に代言人を認め、聖遺物や宣誓先導人を与えた場合）にも、家臣は本条（註・7までの件）に記述されている（所領剥奪の手続をきびしく非難する）宣誓の文言を（宣誓先導人に導かれつつ）述べなければならない（し、この場合にも、家臣の宣誓によって所領が引き戻され（たことになる）る（かどうか）、ということについて、（当然）レーン法廷の判決が必要になる）はずである、と考えられる。しかし、本条の直後につづくレーン法66・3の冒頭では――対応するAV2・33の冒頭で、「それから主君は、もし（彼が）望むのであれば、その者（＝家臣）に判決をもってレーン法廷の裁判期日を（定めてそれを）告知すべきである」と（だけ）書かれて（いて幾つか不明な点が残されて）いたものを、（AVとは異なり、二つの場合に分けて）――、「家臣が彼の所領を判決なしに引き戻す（ないし、引き戻した）場合は、主君は判決なしに彼（＝家臣）（に裁判期日を定めて彼）を（レーン法廷に）召喚することができる」というように改訂されている。後註・18で改めて述べるように、この改訂によって、家臣が「判決なしに」所領を引き戻す（つまり、主君が家臣による所領の引き戻しに直ちに応ずる）場合がある、ということが明らかになるが、上記の（狭い）解釈では、なぜ「レーン法」（66・3）で（わざわざ）こうした場合のことが補足されたのか、説明することができない。

そこで上掲・邦訳では、この件のrechtes weigerenの語を、家臣が（彼のケースとは別に召集されていた）レーン法廷に出頭しそこで主君に対して所領の引き戻しを求めた場合に、主君が（なんらかの理由で）「所領の引き戻し」（に応ずる）という「法的義務（の履行）を拒絶する」ことを指す、と解したものである。詳しいことは後註・18で改めて述べることにし、ここでは、こうした私見に関連して次の二つのことだけを指摘しておきたい。① 前出レーン法65・21によれば、（主君による3度の召喚にもかかわらずレーン法廷に出頭しなかった）家臣から判決をもって剥奪された所領を、主君は「1年と1日の間、利用なしにまた収益なしに保持する」ことになるが、これは、（対応する）AV2・29では「家臣がそれ（＝その所領）を法（の定め）に従い引き戻すのを待ちながら」と明記されていたことにも明らかなように、家臣は「1年と1日（AVでは「6週と1年」）の間」所領を引き戻すことできるというのが「法（の定め）」であり、主君にはその間家臣による所領の引き戻しを待つ「法的義務」がある、と言い換えることもできる事態である（同条への註・8と21で述べたことを参照されたい）。② 私見によれば、（次のレーン法66・3の冒頭に補足された）家臣が「判決なしに」所領を引き戻した場合にも、家臣は（註・7までの）（主君ないしレーン法廷による所領の剥奪という措置に対する非難を含

む)「定型的文言」を述べる必要がなくなる(はずな)ので、「家臣は…(そうした場合には)…以上のことをなすべきでない」とされている理由についても、良く理解できるはずである。ひきつづき後註・17と18、および、次条(レーン法66・3＝AV2・32)の訳註における検討を参照されたい。

10) 本条(＝レーン法66・3)全体(特に、AV2・32との異同)については、後註・17を参照されたい。

11) prolocutor の語は(AV では)本条にはじめて姿を見せるが、それについては前註・2を参照されたい。

12) excusare の語については、前註・3および後註・18を参照されたい。

13) 前註・4で指摘しておいたように、AV では(「レーン法」の)stevere(に当たるもの)については言及されていない、ということに注意されたい。

14) adducare の語(および、それと「レーン法」対応箇所の hebbe(n) の語の異同)については、前註・5で述べたことを参照されたい。

15) abiudicare の語については、前註・6を参照されたい。

16) *iustitiam renuere* の語(および、AV におけるその用例)については、前註・8と9で述べたことを参照されたい。

17) 以上の AV・末尾の一文についても、その中の「以上のこと」(hoc)の語について、前註・9で(それに対応する)「レーン法」の des の語について指摘したのと同じことが問題になりうる。その点については、まず同註を参照された上で、ひきつづき次註・18をも参照されたい。

18) 以上の訳註で検討してきたように、レーン法66・2は(そのもとになったと考えられる)AV2・32と比較すると、次の点で異なっている(にすぎない)。①(AV の「彼のレーンについて釈明する(excusare)」の代りに)「彼の所領を引き戻す」(註・12と3を参照)。②「宣誓先導人」に関する記述の補足(註・4を参照)。③(b－b の件)「神にかけ、また聖人(たち)にかけて」という文言の補足(註・7を参照)。これらの改訂や補足(そのもの)は論旨の(実質的)内容を左右するほど大きなものではないが、すでに前註・9でも指摘しておいたように、次のレーン法66・3の冒頭の一文は、(対応する AV2・33のそれが、「主君はそれから、…、(その家臣が)彼(＝自分、主君)の問責に応答(ないし、応訴)するために、その者(＝その家臣)に判決をもって(改めて)レーン法廷の裁判期日を(定めてそれを彼に)告知すべきである」、となっていたのに)、まず(AV には見られない)「家臣が彼の所領を判決なしに引き戻す(ないし、引き戻した)場合は、主君は判決なしに彼(＝家臣)に(改めて)裁判期日を定め(て彼をレーン法廷に召喚す)ることができる」、という一文を補足し、次いで(AV 冒頭の一文に若干の補足を加えて)、「彼(＝家臣)が、しかし、それ(＝所領)を判決をもって引き戻す(ないし、引き戻した)場合は、主君は判決をもって彼(＝その家臣)に(改めて)裁判期日を定め(て彼をレーン法廷に召喚し)なければならない」、としている。

本条(レーン法66・2＝AV2・32)の場合、家臣はまず主君に「代言人」や「聖遺物」などを請い、それを拒まれても自らの責任で「聖遺物にかけて(の)宣誓」を行うのであるから、(前註・9でも触れたように)家臣は(それを(必ずしも)望まない主君に対抗して)レーン法廷で所領を引き戻す手続を取っている(と考えられる)。したがって、彼が(所領を引き戻すことも必ず――主君の一存によってではなく――(レーン法廷の)判決をもって行われるはずであって、(レーン法廷の)「判決なしに」所領を引き戻す(ことができる)とは考えられない。そこで、以下において、そもそも家臣が所領を「判決なし」に引き戻すことができるのか、もしできるとすればそれはいかなる場合か、を考えてみることにする。

まず、すぐ前のレーン法66・1(＝AV2・31)では、(レーン法廷への不出頭のゆえに判決をもって所領を剥奪された)家臣が彼の(所領を引き戻すべき)年期内に主君の許へ赴いて所領を引き戻そうとした際に、主君が(意図的に)身を隠した場合のことが扱われており、その場合、「彼(＝家臣)は、…彼の家臣たち(＝彼の家臣仲間)(少なくとも二人――同条への註・5と11を参照)の前で彼の所領を引き戻す(ことができる)」、とされていた。

次に、家臣が(たとえば、親しい家臣仲間2・3人とともに)所領を引き戻すため主君を探していた際に、偶然(2・3人の家臣や従者を隋えた)主君に出会い、その場で主君に所領の引き戻しを求めた場合を考えてみよう。この場合については「レーン法」(および、AV)には明示の規定がないが、前出レーン法23・3の規定(＝「主君は彼の家臣に対して、人(＝家臣)がそれについて彼(＝主君)に法(の定める手続)に従い(to rechte)(アンダーラインの箇所は、本稿(4)、695頁の邦訳を改めたもの)希求する(ないし、した)所領を、いかなる時でも、また、教会(堂)の中または墓地の中だけを除き、いかなる場所においても、封与しなければならない」)から見て、(著者の見解によれば)主君はこうした場合にも(法的には)家臣による所領引き戻しの求めに応じなければならなかった、と考えられる。(なお、この条項で用いられている geren (＝ begehren) の語は、――たとえば前出レーン法42・1で明示的に utten と区別されている sinnen の語とは異なり――utten を含んで用いられている可能性さえないわけではない)。こうした場合には、主君はレーン法廷における(判決の質問・発見・賛同・宣告という)手続を履まずに(あるいは、履むことができずに)、「判決なしに」(家臣の求める)所領の引き戻しに応ずることになるのではないか。(なお、こうした場合、主君が(家臣は所領を1年と1日以内に引き戻さなかったとして)後日(＝家臣が所領を引き戻すべき年期が経過した後に)家臣から所領についての al ansprake を判決を剥奪し(ようとし)ても(前出レーン法65・21を参照)、家臣は――前出レーン法42・2の規定により――(主君の証人による立証に優先して)所領の引き戻しを証人によって立証することができる。なお、このレーン法42・2は(AV に対応条項がなく)、レーン法66・3の冒頭と同じく、「レーン法」で補足された(と目される)条項である)。

最後に、家臣が(たまたまその開催を知った)主君のレーン法廷に(少なくとも二

人の家臣仲間とともに）出頭し、そこで所領を引き戻そうとする場合を考えてみよう。しかし、このケースについては、家臣が彼の年期内（＝1年と1日以内）に所領の引き戻しを求めた場合は、主君は――前出レーン法65・21の規定によって――それを拒むことは（法的には）できないはずなので、さらに（もう一つ）、家臣が出頭した主君のレーン法廷は、彼が年期内（＝1年と1日以内）に所領を引き戻さなかったため、主君が彼から所領についての al ansprake を剥奪するために召集したものであり、家臣がそこで――所領についての al ansprake が剥奪される前に――所領の引き戻しを求めた、という想定を加えてみよう。こうした場合、前出レーン法42・1（ただし、前出レーン法65・21＝AV 2・29、註・8における補正を参照）によれば、家臣は（まだ所領についての al ansprake を剥奪されていないので）所領を引き戻すことが（法的には）可能である、と思われる。しかし、主君（やそこに参集した家臣たち）の立場からは、家臣の（所領を引き戻すべき）年期はすでに過ぎているのだから、家臣による所領の引き戻しのために（わざわざ）便宜をはかる（ことは望まないかも知れないし、それ）には及ばない、と考えても不思議ではあるまい。このレーン法66・2（＝AV 2・32）は以上のような場合を想定したものではあるまいか。（なお、以上のように家臣がいわばぎりぎりのタイミングで所領の引き戻しを求めた場合でも、主君がそれに直ちに応ずる（ないし、応じようとする）ことはもちろんあるだろう。しかし、その場合、主君は――レーン法廷を召集しているのだから――（当然）レーン法廷における手続を履んだ上で「判決をもって」それを承認することになる、と考えなければならないであろうから、このケースは、（次のレーン法66・3、冒頭に補足された）家臣が「判決なしに」所領を引き戻すケースには含まれない、と考えるのが妥当であろう）。

なお、以上のように考えてくると、主君が「判決なしに」家臣に所領の引き戻した場合は、家臣は本条（レーン法66・2＝AV 2・32、註・7と15までの件）で述べられている文言を述べない（ですむ）ことにな（り、おそらく、たとえば「私は（法の定めに従い）私の所領を引き戻すためにここへ参上しました」という趣旨のことを申し述べるだけで足りる、ということにな）るのではないのか。その場合はもちろんのこと、仮に（主君が家臣による所領の引き戻しを（直ちに）認めずに）家臣が本条に定められている文言を述べることになっても、（本条では、それに対して主君の側からさらに反論し、あるいは、反証を挙げる手続について言及されていないから）、家臣はその（定型的）文言を述べただけで所領を引き戻しができることにな（りそうであ）る。「レーン法」（註・3）の箇所で、AV（註・12の箇所）の excuset（＝「（レーンについて）釈明（しそれを弁護）する」）の語を、（単に）「引き戻す」（ut te）の語に改めたのも、（おそらく）そのこと（＝家臣による所領の引き戻しの手続は、（実質的には）家臣による「釈明」を要しないものである、ということ）と無関係ではあるまい、と考えられる。ひきつづき次条（レーン法66・3＝AV 2・33）、および、それへの訳註における検討を参照されたい。

66・3[1] [a)・b)]家臣が彼の (判決をもって剥奪された) 所領を判決なしに引き戻す (ないし、引き戻した) (ut tut)[2] 場合は、主君は判決なしに彼 (＝家臣) に (改めて) 裁判期日を定め (て彼をレーン法廷に召喚す) る (eme degedingen)[3] ことができる。彼 (＝家臣) が、しかし、それ (＝彼の所領) を判決をもって引き戻す (ないし、引き戻した)[2] 場合は、主君は判決をもって彼 (＝家臣) に (改めて) 裁判期日を定め (て彼をレーン法廷に召喚し)[3] なければならない。[b)・4)] もしその家臣がその裁判期日に (to deme dage)[5] 来ない (ないし、来なかった) ならば、人 (＝主君ないしそのレーン法廷) は彼 (＝その家臣) からその (彼が引き戻した) 所領についてのすべての権利 (al ansprake) を判決をもって剥奪する (verdelet) (ことになる)。[6)・a)・7)]

AV 2・33[1] [a)・b)]それから (ないし、その場合) 主君は、もし (彼がそれを) 望むならば、[8] (その家臣が) 彼 (＝自分、主君) の問責に応答 (ないし、応訴) するため (ないし、応答・応訴できるよう) に、[9] その者 (＝その家臣) に判決をもって (改めて) レーン法廷の裁判期日を (beneficialem diem)[10] (定めてそれを彼に) 告知すべきである。[b)] もしそこ (＝その裁判期日) に問責される者 (incusatus) (＝その家臣)[11] が来ない (ないし、来なかった) ならば、彼 (＝その家臣) から (彼の) レーンについてのすべての権利 (omne ius) が判決をもって剥奪されるべきである (abiudicetur)、[12)・a)] [c)]ただし、(緊急) やむをえない事由 (causa necessaria) がその者の (不出頭の) 釈明になる場合、[13] あるいは、(その家臣が) 当該主君 (へ) の勤務中である場合[14] は、その限りでない。[c)・15)]

1) このレーン法66・3は、AV 2・33をもとにして書かれた (と目される) ものであり、両者は (いずれも) (レーン法廷に最後まで出頭しなかったため) 判決をもって所領を剥奪された家臣が所領を引き戻した後の手続について述べているが、前者は後者にかなり大きな改訂 (ないし、補足や削除) を加えている。それらのうち特に冒頭 (b－bの件) の改訂 (ないし、補足) は、前条 (レーン法66・2＝AV 2・32) の理解についても重要な意味をもっている、と考えられるので、すでに前条への註・9と18でそれについての私見を述べておいた。以下の訳註 (特に註・4、8、15) における検討と併せて参照されたい。

2) utten の語については、前出レーン法66・1＝AV 2・31、註・9を参照されたい。なお、この utten の語は、「レーン法」では、前出65・21 (最後の一文)、66・1

(註・3の箇所)、66・2(註・3の箇所)に一貫して姿を見せ、それによって本条とそれらの先行諸条項とのつながりが(これに対応する語を欠くAV2・33よりも)いちだんと明確になっていることに注意されたい。

3) jm. degedingen の語については、(前出レーン法18、註・2でも挙げた)石川「ラント法とレーン法」、1611頁、および、註・21を参照されたいが、本条の場合は、後出(註・5の箇所)の to deme dage とのつながりを考えて、「裁判期日を定める」の方を表に出し、「レーン法廷に召喚する」は補訳にとどめておいた。

4) ここまでの(「レーン法」の)b－bの件を、(そのもとになった)AV2・33(註・11まで)のb－bの件と比較してみると、両者は、文言上、次のように(かなり)大きく異なっている。AVの「それから」、「もし望むならば」、「彼の問責に応答するために」、「告知すべきである」に当たる語は「レーン法」に姿を見せず、逆に「レーン法」には(AVには見られなかった)「家臣が彼の所領を判決なしに引き戻す場合は、主君は判決なしに彼に裁判期日を定めることができる。彼が、しかし、それを判決をもって引き戻す場合は」、という(大幅な)補足が施されており、両条項に共通するのは、僅かに(前者の)「主君は判決をもって裁判期日を(定めなければならない)」と(後者の)「主君は…その者に判決をもって(レーン法廷の)裁判期日を(告知すべきである)」だけである。しかし、両者の相違は、(すでに――前註・1でも触れた――前条への註・9と18で、主に「レーン法」のテキストについて述べておいたように)、家臣が所領を引き戻した後のこと(＝手続)について、AVでは(一つにまとめて記述されていたため)幾つか疑問を残す文になっていたものを、「レーン法」で、家臣が「判決なしに」所領を引き戻した場合と「判決をもって」そうした場合の二つに分けて記述することによって、この条項の論旨を明確にすることに留意(し、併せて――その論旨の展開のためには――不要な箇所を削除)したことによる、と考えられる。こうした理解については、さらに後註・8、9、13、14でAVにだけ見られ「レーン法」では姿を消した件について述べることによって裏づけられるはずなので、ひきつづきそれらの後註をも(前条への註・9、18と併せて)参照されたい。

5) この箇所(to deme dage)の dach の語は、AV(註・11の箇所の)beneficialis dies に対応しており、(たとえば)前出レーン法65・16(＝AV2・19)(註・9の箇所)のそれ(＝dies)と同じく、「(レーン法廷の)裁判期日」を指している。これについては、後註・11のほかに、前註・3をも参照されたい。

6) ここまでの件(原文は men verdelet eme al ansprake an deme gude)は前出レーン法65・21末尾に見られた文とまったく同じものであり、そのことによっても、(前註・2で指摘した)本条と先行諸条項とのつながりが裏づけられる。なお、AVの対応箇所については、後註・12を参照されたい。

7) 以上のレーン法66・3(全体)(特に前註・4で述べたAV2・33との異同)については、次註・8と後註・15を参照されたい。

8）ここまでの原文は、*Tune dominus, si velit,* であ（り、原文ではその後、beneficialem intimet diem sententialiter illi, …とつづいてい）る。このうち、si velit の省略されている主語は、その直前に位置する dominus と解するのが自然かも知れないが、（そうした理解を前提にすると）本条・冒頭のこの箇所については、次のような疑問が残らざるをえない。

まず tunc の語を、前条（＝AV 2・32）の末尾の一文（＝「しかしながら、家臣は、主君が彼に対して法（＝レーンの引き戻し）を拒絶しない限り、以上のことをなすべきでない」）を承けて、主君が家臣に（直ちに）所領の引き戻しを認めた場合（ないし、認めた後）（のこと）、と考えてみよう。そうすると、si velit の件は、主君が家臣に（法を拒絶せずに、したがって家臣が宣誓を行うことを要せずに）所領の引き戻しに応じ、（家臣から所領が剥奪されるそもそもの原因となった事案についての）問責（の手続）に入ることを望む場合、というように（すんなり）理解することができるであろう。しかし、この場合、（最後の一文を除く）前条の主題であった（私見によれば）主君が家臣による所領の引き戻しに（直ちには）応じようとしなかった場合について、本条では（明示的に）言及されていない、という問題が残ることになる。そこで（本条・冒頭の）*tunc* の語は、（最後の一文を除く）前条の主題を承けて、（主君が家臣による所領の引き戻しには直ちには応ぜず）家臣が（自ら聖遺物を持参して）宣誓を行った場合（ないし、行った後）（のこと）、と理解してみよう。そうすると、前述した疑問は（一応）解消する（かに見える）が、その代り、本条では主君が法を拒絶しなかった（＝家臣による所領の引き戻しに直ちに応じた）場合について（明示的には）言及されていない、という問題が生ずるだけでなく、si velit の件の理解に苦しまざるをえなくなる。もし主君の「望む」ことが、（後述されている）「その者に判決をもってレーン法廷の裁判期日を（定めてそれを）告知する」ことだとすれば、家臣は（宣誓を行って）所領を引き戻しているのに、主君は――彼の意向によっては――家臣から所領が剥奪されるそもそものきっかけになった事案について（実質的には、問責の手続を取らないまま）不問に付することもできる、ということになりかねないし、もしそうした疑問を回避しようとして、主君の「望む」ことを（前条で述べられている）家臣による所領の引き戻し（そのもの）と理解しようとすると、（かえって）家臣は（前条＝AV 2・32に定められている）宣誓を行ったのに、（主君の意向によっては、前出 AV 2・29の規定に反して）所領の引き戻し（そのもの）ができない場合もあるのか、という（もっと大きな）疑問を生ずることになるであろう。（序に一言しておくと。――文脈上の無理は承知の上で――si velit の（省略されている）主語を「家臣」と理解しようとすると、問責される家臣の意向によって主君による問責の手続（具体的には、裁判期日の決定や通告）が左右され（う）るという、ますます不可解な帰結を回避できなくなるであろう）。以上に述べたことを念頭に置いて、（前註・4までの）「レーン法」の（大きく改訂された）対応箇所を読み返してみると、そこでは本註で指摘した疑問がすべて除去されている、ということが判るはずで

ある。ひきつづき次註・9を参照されたい。

9）（前註・8までの件の後）ここまでの件の原文は ad respondendum suae incusationi であるが、これは前行末の illi の語（前註・8を参照）と韻を踏んでいる。したがって、この件がAVで本条（のこの箇所）に位置していた理由の（少なくとも）一つは前行と韻を踏む必要にあった、と考えられるが、「レーン法」では家臣による応答（・応訴）についての記述は、本条では削除されているものの、ひきつづき家臣がその（＝（改めて）定められた）裁判期日に出頭しなかった場合のことについて述べられている（だけでなく、次のレーン法66・4の冒頭でも、家臣がレーン法廷で主君に応答する場合のことについて（補足されて）言及されているので）、AVのこの（本註までの）件に対応する記述が「レーン法」で削除されても、主君が家臣に（改めて）裁判期日を定め（て彼をレーン法廷に召喚す）る目的やその場合の手続についての理解には事欠かない。さらに後註・15を参照されたい。

10）beneficialis dies の語については、前出AV2・8（＝レーン法65・6）、註・6を参照されたい。

11）この incusatus の語は、前出AV2・29（＝レーン法65・21）（註・18の箇所）と2・31（＝66・1）（冒頭）にも姿を見せたものであるが、それによっても本条とそれらの先項条項とのつながりを確認することができよう。

12）（「彼（＝その家臣）から…」以下）ここまでの文は、（前註・6で述べた）「レーン法」の末尾の一文に対応しているが、その原文（＝ abiudicetur ei in beneficia omne ius）は、前出AV2・29（＝レーン法65・21）（註・20までの）の末尾の一文（＝ abiudicetur ei praedicto modo omne ius in beneficio）と（後者の praedicto modo を除くと、語順と beneficium の数が異なるものの）同じものであり、それによっても本条と同条とのつながりを確かめることができるであろう。

13）ここまでの件のうち causa necessaria の語は、ザクセンシュピーゲルの echt not に当たるもの、と考えられるが（vgl. Text I, Glossar, S. 136, Art. necesarius）、AVでこの語が姿を見せるのはこの箇所だけであるのに対して、ザクセンシュピーゲルの echt not の語は、（「ドイツ語第1版」＝ Ordnung Ia のテキストに限っても）、「ラント法」（の1・38・2、1・70・2、2・7、2・11・1、2・71・3の諸条項にも姿を見せ、特にそ）の2・7では（ラント法上の）それが「定義」されており、「レーン法」でも、（私見によれば、それを承けて）、（AVに対応条項のない前出24・5に姿を見せ、さらに）24・7で（対応するAVにはなかった）この語が補足されて（レーン法上の）それが「定義」された形になっている。なお、ここまでの件の原文は nisi causa necessaria sit eius excusatio であり、次行（＝次註・14までの件）の aut in ipsius sit servitio と韻を踏んでおり、それが（この件を含むc－cの件（全体）とともに）対応する「レーン法」（66・3）では削除されている。したがって、ここまでの件がこの箇所に加えられたのはもともと（少なくとも、一つには）次行と韻を踏む必要があったからである、とも考えられるが、「レーン法」でここまでの件が削除され

たことについては、（上述したように）同書ではすでに前出レーン法24・7で（レーン法上の）echt not の概念が明確に「定義」された上で、前出レーン法65・5（のAVに対応箇所のない一文）で補足されているので、本条でそれに関する記述を繰り返さなくても誤解を生ずる余地は（まず）ない、ということが前提になっているものと考えられる。ひきつづき次註・14を参照されたい。

14）ここまでの件（原文は（nisi）aut in ipsius sit servitio）は、前註・13でも述べたように、（同註までの）前行末（＝excusatio の語）と韻を踏んでおり、（前註・13までの件と同じく、それを含むc－cの件（全体）とともに）、対応する「レーン法」（66・3）では削除されているだけでなく、ここまでの件で述べられているのと同じことは、次のAV2・34（＝レーン法66・5）でもっと詳細に述べられている。したがって、ここまでの件の削除によって、（レーン法66・5をも含めた）「レーン法」の論旨に変わりがないことはもちろんであるが、ここまでの件がAVでは次の2・34への導入にもなっていたことを考えると、それによって、前註・13で述べた（同註までの件はもともとここまでの件と韻を踏むために書かれたのではないか、という）推定がさらに補強されることになるであろう。ひきつづき次註・15を参照されたい。

15）前註・4でも指摘しておいたように、以上のAV2・33には（対応する）レーン法66・3と文言上少なからぬ相違がある。そうした相違のうちAVだけに見られ（「レーン法」で削除されてい）る箇所については、前註・8と9、および、13と14で検討した結果、「レーン法」における前註・13および14までの件――したがってc－cの件（全体）――の削除はAV（2・33）の論旨の変更を伴わないものであり、文言上の相違の大きさにもかかわらず、「レーン法」で（そのもとになった）AV（2・33）の論旨の変更（ないし、改訂）を伴っているのは、結局、（前註・4で述べた）b－bの件に関する改訂ないし補足に尽きる、ということを確認できたはずである。

284

66・4[1] 主君が家臣に対して、あるいは、家臣が主君に対して、[2]〔最初（＝第1）の裁判期日（to deme ersten dage）に、または次（＝第2）の（それ）に、または第3の（それ）に〕[3] レーン法廷において（to lenrechte）[4]（すでに）応答（ないし、応訴）（antwarden）[5] しはじめ、そして（ないし、その後に）、（その）レーン法廷（dat lenrecht）[6] が判決をもって延期される（ないし、された）（gedaget wert）場合、[7] もし彼等（＝主君と家臣）のうちいずれかの者がそこ（＝延期されたレーン法廷）へ来ない（ないし、来なかった）ならば、その（来なかった）者が〔その（＝相手方に問おうとしている、あるいは、相手方から問われている）責（な

いし、罪過）について打ち負かされた（＝敗訴した）（in der scult gewonnen is）（ことになり）、あるいは、彼（＝来なかった者）が〕[8] 所領を失ったことになり（verloren hevet）、[9] そして（ないし、反対に）、そこ（＝そのレーン法廷）へ来る（ないし、来た）者が、それ（＝所領）を（自分のものとして立証して）取得（ないし、保持）した（behalden hevet）[10] ことになる。[11]

1）このレーン法66・4は、エックハルトにより、直前の（66・3とともに、同条に対応する）AV2・33の対応条項とされている（Text, Ssp-Lnr. S. 91, u. AV. S. 77下欄を参照）。しかし、前条（レーン法66・3＝AV2・33）は、主君が（所領を引き戻した）家臣に（改めて）裁判期日を定めて彼をレーン法廷に召喚し（あるいは、それを彼に告知し）たにもかかわらず、家臣が（その）レーン法廷に出頭しなかった場合のことを述べているのに対して、本条（＝レーン法66・4）は、レーン法廷（における審理）が（所定の裁判期日に）いったん始められた後に延期されて、その（延期された）レーン法廷に主君または家臣が来なかった（＝出廷ないし出頭しなかった）場合のことが扱われており、本条が（前条と同じく）AV2・33に対応する（ないし、それをもとにして書かれた）とは考えられない。ただし、本条には（前条＝レーン法66・3との関連の仕方をも含めて）簡単には理解することのできない疑問が幾つかあるので、そのことを念頭に置いた上で以下の訳註、特に（最後の）註・11における検討を参照されるよう、あらかじめお願いしておきたい。

2）ここまでの本条の冒頭＝「主君が家臣に対して、あるいは、家臣が主君に対して」（原文は（Of）de herre dem manne, oder de man deme herren）は、「ドイツ語第1版」（＝Ordnung Ia）のテキストでは、直接に次（後註・4と5まで）の「レーン法廷において応答（ないし、応訴）しはじめ」につづいていたものである。次註・3、および、後註・4と5を参照されたい。

3）ここまでの〔　　〕にくるまれた件は、「ドイツ語第2版」（＝Ordnung Ib）のテキストで補足されたものであるが、この補足が前出レーン法65・16（＝AV2・18・末尾～2・20）で述べられた「第1、第2、第3の裁判期日」を念頭に置いていることは明らかであり、それによって、「ドイツ語第2版」の（補）筆者は本条（＝レーン法66・4）を同条で扱われているケースと関連させて理解した、と推定することができる。ただし、こうした理解が正しいか否かについては、後註、特に8と11における検討を参照されたい。

4）この箇所のto lenrechteの語は、「レーン法（の定め）に従い」と読めないこともない（であろう）が、上掲・邦訳では、後註・6の箇所の（dat）lenrechtとのつながりを重視し、「レーン法廷において」と訳しておいた。同註を参照されたい。なお、ザクセンシュピーゲルにおけるto（deme）lenrechteの語の用法については、石川「ラント法とレーン法」、1611～1614頁を参照されたい。

5）この箇所の antwarden の語は、（前註・2までの）「主君が家臣に対して、あるいは、家臣が主君に対して」を承け（それにつづい）ているが（同註を参照）、前出レーン法65・3、註・1でも述べておいたように、誰かが（レーン）法廷で相手方に「応答」すれば（相手方の訴えに）「応訴」したことになる。したがって、この antwarden の語から逆推すると、本条では、主君が家臣を（召喚して）問責する場合だけでなく、（併せて）家臣が（レーン法廷において）主君を訴える場合も扱われている、ということになる（ないし、なりそうである）が、この点についても、後註、特に11における検討を参照されたい。

6）この箇所の（dat）lenrecht は、（すぐ後のところで述べられているように）、「判決をもって延期する」ことのできるものであるから、（「レーン法」ではなく）「レーン法廷」を指すことは明らかであろう。前註・4を参照されたい。

7）まず、（ここまでの件の）dagen の語について ——。この語をエックハルト（Text, S. 166 u. 224）は、Gerichtstag ansetzen, anberaumen と解している。「ラント法」の1・61・1と3・12・2（a. a. O. S. 166）では、この語は確かにその意味で用いられているが、本条の場合には、（すぐ前の件で明記されているように）、「主君が家臣に対して応答（ないし、応訴）しはじめ」ている（つまり、（その）レーン法廷における審理はすでに始まっている）のだから、そこ（＝そのレーン法廷）で「レーン法廷が判決をもって dagen される」とすれば、（仮に）degen の語（をエックハルトのように解しても、それ）が実質的には vertagen の意味になる、ということは変わらないであろう。なお、ホーマイヤー（Ho., II1, S. 570）、ヒルシュ（Hi., S. 170）、ショット（Sch., S. 321）は、いずれもこの箇所の dagen の語を vertagen と訳している。因みに、一旦開廷されて審理を始めたレーン法廷が（判決をもって）延期されるケースとしては、（ここまでの諸条項に関する限り）、前出レーン法65・11の（判決を問われた家臣たちが判決を発見できずに次々と宣誓を行った）場合と65・14の（太陽が沈んでもまだ主君による問責が終わらない）場合の二つがあり、これらの場合にはいずれもレーン法廷が14夜（＝2週）後に延期される。

8）ここまでの〔　　〕にくるまれた件は、前註・3までのそれと同じく、「ドイツ語第2版」（＝Ordnung Ib）のテキストで —— おそらく前註・3までのそれと同時に —— 補足されたものであり、実質的には、（延期されたレーン法廷に来なかった者が）「その（者が相手方に問おうとしている、あるいは、相手方から問われている）scult について打ち負かされた（＝敗訴した）ことになる」ということを補足しようとしたものである。ここ（＝本註）では、「ドイツ語第2版」における二つの補足（が同時に行われたという想定に立って、それら）の関連に限ってそれについて私見を述べ（その他の点については、後註・11に譲）ることにしたい。

（前註・3までの件の補足のもとになったと目される）前出レーン法65・16は、主君が家臣を問責すべく（最初の）裁判期日に召喚したにもかかわらず家臣がレーン法廷に出頭しなければ第2の、（それでも出頭なければ）さらに第3の裁判期日に家臣

を召喚すべきことを述べた上で、その末尾（c－cの件）で、「主君がこれら三つの裁判期日のいずれかを懈怠して、レーン法（の定め）がそうであるようにその家臣を追及しないならば、彼（＝主君）は彼の裁判期日をすべて失ったことになる」、と述べている。これは、（同条への註・13でも指摘しておいたように）、そうした場合、主君による家臣の問責そのものが無効になる、という意味であり、そのことはAV２・20（註・20）の対応箇所からも明らかである）る。また、（問責されるべき）家臣から所領（の占有権）が判決をもって剥奪されるのは、（前出レーン法65・20（＝AV２・27、２・28）と65・21（＝AV２・29）に明らかなように）、家臣が（第１から第３まで）三つの裁判期日に出頭しなかった後のことであるから、家臣がそれら三つの裁判期日のいずれかに（一旦）出頭してそのレーン法廷が延期された段階においては、主君はまだ所領を「占取」していないはずである。したがって、仮に主君がその延期された裁判期日に出廷しなくても、（「ドイツ語第１版」のテキストでは文言上そう書かれているように――この点については後註・11を参照）、主君が家臣の（「占有権」を剥奪して自ら「占取」した）所領を「失ったことになる」（次註・９を参照）はずはない。――「ドイツ語第２版」の（補）筆者は、そのように考えて、（前註・３までと本註までの）２箇所の補足を加えたのではあるまいか。

確かに、こ（れら）の補足によって、「ドイツ語第１版」のテキストに見られた難点の一つは解消する、と言えるかも知れない。しかし、たとえばその場合、なぜ（本条の冒頭で述べられているように）「主君が家臣に対して応答（ないし、応訴）する」必要があるのか、説明がつかないだけでなく、本条の後段では、まず（本註までの補足の前段で）主君が欠席した場合のことを述べ、次いで（その後段と註・９までの件で）家臣が欠席した場合のことを述べた上で、（最後の一文で）再び主君が欠席した場合のことを述べている、ということになってしまう。さらに家臣が欠席した場合、なぜ彼は――前出レーン法65・21の場合とは異なり――（判決をもって所領を剥奪されるのではなく）「所領を失ったことになる」のか（この点については次註・９を参照されたい）、それに、本条はそもそもなぜ前出レーン法65・21（にひきつづき、その直後にではなく、そこ）から（かなり）遠く離れたこの位置に補足されなければならなかったのか、ということも説明がつかないことになろう。したがって、私見によれば、本条（の２箇所）に見られる「ドイツ語第２版」の補足は本条（＝「ドイツ語第１版」）の論旨の誤解にもとづくもの、と解さざるをえないのである。ひきつづき次註・９、および、後註・11で述べることを参照されたい。

９）この箇所の（verloren の不定詞）verlesen の目的語は dat gut であるが、このような（＝gut を目的語とする）verlesen の用例は、前出レーン法59・１（註・10の箇所）にも見られ、そこでは、ある家臣が（主君から封与された）所領を他の者に（授封なしに）引き渡し、（それを糊塗すべく）自分の家臣（たち）に授封したかのように「見せかけ」ようとした場合、家臣が所領をそうした形で（＝見せかけだけ）封与したこ

とを主君のレーン法廷で「認める」と、「彼（＝家臣）が（他の者のために）彼のゲヴェーレの中から手放した所領を失ったことになる」、とされている。また、（後に verlesen の語が用いられる）前出レーン法14・4（の冒頭）では、家臣が主君に対して、主君から受領した所領について（＝その所領が主君から授封されたものであることを）否認し、また（そのことを）レーン法廷で争うと、「その所領は主君にとって ledich になる（＝主君の手に戻る）」、とされている。これらの条項の場合、家臣は（主君から封与された）所領（の占有）を自ら手放し、あるいは、それが主君から封与されたものであることを自ら否認することによって、（自ら所領の「占有」の事実、ないし、「占有権」を否認しているのであるから）、家臣は直ちに（＝レーン法廷の判決を待つまでもなく、いわば自動的に）所領（についての「すべての権利」）を失ったことになる、という含意が強い。そうした用例から言えば、本条（＝レーン法66・4）の場合にも、延期されたレーン法廷に来なかった者（が主君である場合には、そもそもレーン法廷における審理は行われないであろうし、それが家臣である場合に）は、直ちに所領（についての「すべての権利」）を失ったことになるはずであって、（前出レーン法65・21＝AV 2・29に述べられていたような、家臣の意に反してでも）所領（についての「占有権」）あるいは（それについての）「すべての権利」を判決をもって剥奪する手続は要しない、という可能性が大きい、と考えなくてはならないであろう。（なお、前出レーン法14・4（上述）（註・7の箇所）、38・1（註・8の箇所）、56・4（註・4の箇所）に見られる dar mede (od. dar bi) nicht verlesen の語（が、家臣が所領（の「占有権」）を第3者の（不法ないし違法な）行為によって（彼自身に対する判決なしに）失うことはない、という文脈で用いられていることによっても、上記の私見は裏づけられるであろう。また、ここに挙げた verlesen の語の用例は、すべて（AV に対応条項がなく）「レーン法」で補足された（と目される）条項に現れるものである、ということにも注意しておきたい）。ひきつづき後註・11における検討を参照されたい。

10）この箇所の behalden hevet の語が、延期されたレーン法廷に来なかった者が（それまで）所領を「占有」（・支配）しており、あるいは、それについての「占有権」をもっている場合には、「（自分のものとして立証して）（ひきつづき）保持したことになる」という意味になり、逆に彼が（それまで）所領を「占有」（・支配）しておらず、あるいは、それについての「占有権」をもっていない場合には、「（自分のものとして立証して）（新たに）取得したことになる」という意味になる、ということは改めて指摘するまでもあるまいが、上掲・邦訳において（そのうち）「取得したことになる」を表に出し（て「保持したことになる」を補訳にとどめ）た理由については、次註・11で述べることを参照されたい。

11）このレーン法66・4には、（前註・1で述べておいたように、さらに前註・8でも示唆しておいたように）、（直前のレーン法66・3（AV 2・33）との関連の仕方をも含めて）簡単には理解できない疑問が（幾つか）ある。

まず、本条のうち「ドイツ語第1版」(= Ordnung Ia) のテキストに属するものだけを —— 前後の諸条項とのつながりを無視して —— 読んでみると、誰しも、主君と家臣が (同じ) 一つの所領 (の帰属) をめぐって争っているケースについてレーン法廷 (の審理が始まったものの、その日のうちに終了せずに、それ) が延期され、その (延期された) レーン法廷に (彼等のうちの) 一方が来なかった場合のことが扱われている、と考え (たくな) るのではないか。(特に、前註・2で述べておいたように、本条には「主君が家臣に対して応答 (ないし、応訴) しはじめる」場合も含まれており、また、前註・8でも触れておいたように、本条では、一方 (=レーン法廷に来なかった者) が「所領を失ったことになり」、他方 (=そこへ来た者) が「それを取得 (ないし、保持) したことになる」という (いずれも所領の帰属にかかわる) 帰結になっていることに注意されたい)。こうした理解では、しかし、本条が (主君が家臣を問責する手続を扱っている) 前条の直後に補足された理由は説明できないことになる。(なお、主君と家臣が (同じ) 所領 (の帰属) をめぐって争う場合については、これまでに前出レーン法38・1と41 (= AV 1・101、1・102) で述べられているが、(私見によれば)、いずれも上級主君のレーン法廷で争われ、(実質的には) 主君が勝訴することが想定されている)。

そこで次に、(本条が補足された位置から言えば最も自然な理解の仕方であるが)、本条は直前のレーン法66・3 (= AV 2・33) を承けて書かれたものであり、所領を引き戻した家臣が (改めて) 定められた裁判期日に出頭してレーン法廷における審理 (=主君による問責手続) が (一旦) 始まったものの、それが (その日のうちに終了せずに) 延期された場合について、その (延期された) レーン法廷に主君または家臣が来なかった場合のことについて述べたもの、と想定してみよう。しかし、こうした想定に立つと、家臣は (すでに) 所領を引き戻した上で彼に対する (もともとその責を問われていた事由について) 問責手続が始まっているのだから、主君がそのレーン法廷に出廷しない場合に「失ったことになる」のは、(もはや家臣が引き戻した所領ではありえず)、その問責 (手続) (そのもの) ではないのかなど、(前註・8で指摘した) 幾つかの疑問が生じてそれに答えることができない。

そこで私は、(今のところ) 本条は (少なくとも) 主に (前条ではなく、さらにその前の) レーン法66・2を承けて補足されたもの、と想定して (ないし、想定するほかないのではないか、と考えて) いる。同条で扱われているのは、(3度裁判期日を定めてレーン法廷に召喚されたにもかかわらずついに出頭せずに、判決をもって所領 (の占有権) を剥奪された) 家臣が所領を引き戻す (ための) 手続である。この場合、主君はその所領を「占取」し、(法的には) それについての「占有権」をもってはいるものの、(まだ) それを「利用なしにまた収益なしに」保持しているにすぎず、家臣はその所領 (についての「占有権」) を判決をもって剥奪されてはいるものの (「1年と1日」の間は) それを引き戻すことができる (ないし、引き戻す「権利」をもっている —— 以上については、前出レーン法65・21 (AV 2・29)、および、特にそれへの

註・8と21を参照されたい）。つまり、このケースにおいては所領の帰属は（まだ）最終的に決まっていない状態にある。さらにレーン法66・2では、（私見によれば、本条の直前に位置する66・3や後続の67・1とは異なり）、家臣は（所領を引き戻した上で）主君による問責（手続）に服するためにではなく、（彼から判決をもって剥奪された）所領を引き戻すために（私見によれば、たまたま開催された）主君のレーン法廷に出頭するのであり（この点については、同条への註・9と18、および、それにつづくレーン法66・3とそれへの註・4と8（など）を参照されたい）、しかもそれに対して主君が（代言人を認めず、また聖遺物や宣誓先導人を用意しないなど、いわば不承不承に）消極的に対応する場合のことが扱われている。したがってレーン法66・2の場合、家臣がレーン法廷へ出頭しても、必ずしも主君の方から（積極的に）家臣に対して（たとえば、後出レーン法67・4（＝AV2・40）を参考にすれば考えられるように、「お前は（判決をもって剥奪された）所領を引き戻そうとして、ここへ出頭したのか」などと）問いかけるとは限らず、家臣の方から主君に対して所領の引き戻しを認め（ないし、そのための審理や手続に入）るよう「訴え」（あるいは、懇願し）なければならない場合もあ（りう）るのではないか。本条・冒頭で「主君が家臣に対して」の一句が加えられているのはそうした場合を念頭に置いたからではないのか。

さらに、以上のように想定してみると、本条において一方がレーン法廷に来なかった場合の帰結が（もっぱら）所領の帰属にかかわるものになっていることも、次のように理解することができるであろう。まず、家臣が出頭しなかった場合には、（彼は所領の引き戻しを途中で断念したのだから）彼は（当然）「所領（についての「すべての権利」――前註・9を参照）を失ったことになり」、主君が所領（の「占有権」を「保持する」だけでなく、それについての「すべての権利」）を「取得したことにな（って、所領を実質的にも占有・支配することができるようにな）る」。（なお、この場合、家臣には（一般には）（もともと）問責の事由（になっていたこと）が立証された場合の制裁（＝罰金）よりも重い制裁が科されたことになるから、彼に対する「問責」はもはや必要でなくなるはずである）。また、主君が出廷しなかった場合には、家臣が求めた所領の引き戻しが（適法に）行われた、と見做されて、主君は「（その）所領（の占有権）を失ったことになり」、家臣がその所領（の占有権を取り戻すだけでなく、それについて）の「すべての権利」を「取得したことにな（って、主君はそれ（らの権利）を（改めて）判決をもって剥奪することができなくな）る」。（なお、後の（＝主君が出廷しなかった場合、（もともとの）主君による家臣の問責（の事由）が解決したわけではないから、主君が（改めて）裁判期日を定めて家臣を召喚すれば、主君がその（問責の）手続の方は進めることはできるかも知れないし、この点は、（主君が家臣による所領の引き戻しを嫌って身を隠したケースについて定めた）前出レーン法66・1（＝AV2・31）の場合についても、同じように考えるべきかも知れない。また、以上に述べておいたことによって、（前註・10の箇所の）behalden hevet の語について上掲・邦訳で（「保持した」を補訳にとどめ）「取得したことになる」の方を表に出した理由、および、（前註・8で）

「ドイツ語第２版」における補足を「本条（＝ドイツ語第１版」）の論旨の誤解にもとづくもの」と断じた理由も、明らかになったはずである）。

なお、以上に述べた私見を前提にすれば、本条は、家臣が出頭しなかった場合については、直前のレーン法66・３の末尾と同旨のことを述べていることになるが、本条は、その点では、次のレーン法66・５（＝AV２・34、２・35）への伏線にもなっている。本条が前出レーン法（66・２の後にではなく）66・３の後に位置しているのは、一つには、同条の執筆後に（同条の執筆が契機になって）本条の補足が必要であることに気づいたからであろうが、今一つには、本条（の家臣不出頭の場合）が（同時に）次条への伏線にもなりうる、と考えられたからではあるまいか。